|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１　基本方針＜法第７８条の３第１項＞ | □　地域密着型特定施設サービス計画に基づき，入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の世話，機能訓練及び療養上の世話を行うことにより，利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか。□　安定的かつ継続的な事業運営に努めているか。 | 適・否 |  |
| 第2　人員に関する基準＜法第７８条の４第１項＞１ 通則（用語の定義） | 以下，用語の定義を理解しているか。□　常勤換算方法　◆平18解釈通知第2の2（1）　　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）で除することにより，当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は，当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり，例えば，指定小規模多機能型居宅介護事業所と指定認知症対応型共同生活介護事業所を併設している場合であって，ある従業者が指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者と指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者を兼務する場合，指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の勤務延時間数には，指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。□　「勤務延時間数」◆平18解釈通知第2の2（2）勤務表上，当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお，従業者１人につき，勤務延時間数に算入することができる時間数は，当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数を上限とすること。□　「常勤」 ◆平18解釈通知第2の2（3）当該事業所における勤務時間が，当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし，育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第23条第１項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については，入所者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は，例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。また，同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって，当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては，それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば，常勤の要件を満たすものであることとする。例えば，１の事業者によって行われる指定認知症対応型通所介護事業所と指定認知症対応型共同生活介護事業所が併設されている場合，指定認知症対応型通所介護事業所の管理者と指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者を兼務している者は，その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば，常勤要件を満たすこととなる。□　「専ら従事する」「専ら提供に当たる」　　　◆平18解釈通知第2の2（4） 原則として，サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは，当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり，当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。□　「前年度の平均値」◆平18解釈通知第2の2（5）人員数を算定する場合の使用する「利用者数」は，前年度（4月1日～翌年3月31日）の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数（小数第2位以下を切上げ）とする。【新たに事業を開始し，若しくは再開し，又は増床した事業者の場合】前年度において1年未満の実績しかない場合の利用者数の算出は以下のとおり・新設又は増床の時点から6月未満の間　…　ベッド数の90％・新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間　…　直近の6月における全利用者数の延数を6月間の日数で除して得た数・新設又は増床の時点から1年以上経過している場合　…　直近1年間における全利用者等の延数を1年間の日数で除して得た数・減床の場合（減床後の実績が3ヶ月以上ある場合）…　減床後の利用者数等の延数を延日数で除して得た数　 | 適・否 | 【常勤換算方法】併設事業所への兼務者の有・無（有の場合）当該事業所の勤務時間のみを勤務延時間数に算入しているか⇒（はい・いいえ）【勤務延時間数】常勤の従業者が勤務すべき時間数週　　　　時間【前年度の利用者数の平均値】　　　　　　人（小数第2位以下を切上げ）※新設等の場合は左記のとおり算出しているか |
| ２　従業者の員数 | 　指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）の員数は，次のとおりとする。生活相談員□　生活相談員は，１以上配置しているか。 ◆平18厚令34第110条第1項第1号□　生活相談員のうち１人以上の者は，常勤の者であるか。　◆平18厚令34第110条第3項　◎当該職務の遂行に支障がない場合は，同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができる。　◆平18厚令34第110条第8項◎　サテライト型特定施設の生活相談員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。**◆平18厚令34第110条第7項** 一　介護老人保健施設　支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員二　病院　介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)三　介護医療院　介護支援専門員 | 適・否 | 入居定員　　人　　点検時点入居者数　　　　　　　　人※前年度の平均入居者数　　　　　　　　人生活相談員員数　　　　　　人うち常勤　　　　人　 |
| 看護・介護職員□　看護職員及び介護職員の合計数は，常勤換算方法で，利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上であるか。 ◆平18厚令34第110条第1項第2号イ | 適・否 | 必要員数　　　　人常勤数　　　　　人非常勤　　　　　人（常勤換算数） |
| 看護職員□　看護職員の数は，常勤換算方法で，１以上であるか。　◆平18厚令34第110条第1項第2号ロ□　看護職員は，主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし，看護職員のうち１人以上は，常勤の者であるか。ただし，サテライト型特定施設にあっては，常勤換算方法で１以上とする。◆平18厚令34第110条第4項◎ 当該職務の遂行に支障がない場合は，同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができる。 ◆平18厚令34第110条第8項 | 適・否 | 常勤数　　　　　人非常勤　　　　　人（常勤換算数）兼務状況（　　　　　　　　） |
| 介護職員□　介護職員は，常に１以上配置されているか。 ◆平18厚令34第110条第1項第2号ハ□　介護職員は，主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし，介護職員のうち１人以上は，常勤の者であるか。ただし，サテライト型特定施設にあっては，常勤換算方法で１以上とする。◆平18厚令34第110条第4項◎ 当該職務の遂行に支障がない場合は，同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができる。　 ◆平18厚令34第110条第8項 | 適・否 | 常勤数　　　　　人非常勤　　　　　人（常勤換算数）兼務状況（　　　　　　　　） |
| 機能訓練指導員□　機能訓練指導員は，１以上配置しているか。　◆平18厚令34第110条第1項第3号□　機能訓練指導員は，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者であるか。　◆平18厚令34第110条第5項　◎　当該事業所における他の職務に従事することができるものとする。◆平18厚令34第110条第5項後段◎　日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とは，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師，あん摩マッサージ指圧師，はり師又はきゅう師の資格を有するもの（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）とする。 ◆平18解釈通知第3の6の1(4)◎ 当該職務の遂行に支障がない場合は，同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができる。　◆平18厚令34第110条第8項◎ サテライト型特定施設の機能訓練指導員については，本体施設（診療所を除く。）の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によるサービス提供が、本体施設の入所者又は入院患者及びサテライト型特定施設の入居者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。　◆平18厚令34第110条第10項一　介護老人保健施設　支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員二　病院　介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)三　介護医療院　介護支援専門員 | 適・否 | 常勤数　　　　　人非常勤　　　　　人（常勤換算数）資格　理学　作業　言語　看護　柔整　あん摩兼職状況（　　　　　　　　）兼務状況（　　　　　　　　） |
| 計画作成担当者□　計画作成担当者は，１以上配置しているか。　◆平18厚令34第110条第1項第4号□　計画作成担当者は，専らその職務に従事する介護支援専門員であって，地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものであるか。　　ただし，利用者の処遇に支障がない場合は，当該地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。◆平18厚令34第110条第6項　◎　当該職務の遂行に支障がない場合は，同一敷地内にある　　他の事業所，施設等の職務に従事することができる。 ◆平18厚令34第110条第8項◎ サテライト型特定施設の計画作成担当者については，本体施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院（指定介護療養型医療施設に限る。）に限る。）の介護支援専門員によるサービス提供が、本体施設の入所者又は入院患者及びサテライト型特定施設の入居者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。◆平18厚令34第110条第7項 一　介護老人保健施設　支援相談員、理学療法士、作業療　法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員二　病院　介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)三　介護医療院　介護支援専門員◎　指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については，併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。　◆平18厚令34第110条第10項 | 適・否 | 常勤数　　　　　人非常勤　　　　　人（常勤換算数）専任の員数　　　人介護支援専門員資格有・無兼務状況（　　　　　　　　） |
| ３　併設小規模多機能型居宅介護事業所等での従事 | □　地域密着型特定施設の従業者が，併設する小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する場合，当該地域密着型特定施設の必要員数を満たす従業者を置くほか，併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が，その人員基準を満たしているか。◆平18厚令34第110条第9項 | 適・否 | 併設小規模等との兼務　【有・無】 |
| ４　管理者 | □　指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。◆平18厚令34第111条　◎　指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は，当該施設における他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。　◆平18厚令34第111条 | 適・否 | 氏名　　　　　　　　　□常勤専従□兼務の場合の兼務の内容（　　　　　　　　） |
| 第３　設備に関する基準＜法第７８条の４第２項＞ | □　指定地域密着型特定施設の建物は，耐火建築物又は準耐火建築物であるか。◆平18厚令34第112条第1項□　前記の規定にかかわらず，市町村長が，火災予防，消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて，次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定地域密着型特定施設の建物であって，火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めているか。◆平18厚令34第112条第2項　一　スプリンクラー設備の設置，天井等の内装材等への難燃材料の使用，調理室等の火災が発生する恐れのある箇所における防火区画の設置等により，初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。　二　非常警報設備の設置等による早期発見及び通報体制が整備されており，円滑な消火活動が可能なものであること。　三　避難口の増設，搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により，円滑な避難が可能な構造であり，かつ，避難訓練を頻繁に実施すること，配置人員を増員すること等により，火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 | 適・否 | 届出図面と変更ないか |
| 介護居室□　介護居室は，次の基準を満たしているか。イ　１の居室の定員は，1人とする。ただし，利用者の処遇上必要と認められる場合は，2人とすることができる。 ◆平18厚令34第112条第4項第1号イ　◎ 利用者の処遇上必要と認められる場合とは，例えば，　夫婦で居室を利用するなどの場合であって，事業所の都合により一方的に２人部屋とすることはできない。　 ◆平18解釈通知第3の6の2（1）　 ◎ 基準附則第9条により，既存の特定施設で平成18年4月1日から地域密着型特定施設とみなされる定員4人以下の介護居室については，個室とする規定を適用しないものとする。　　　◆平18解釈通知第3の6の2（1）□　プライバシーの保護に配慮し，介護を行える適当な広さであるか。◆平18厚令34第112条第4項第1号ロ　 ◎　「適当な広さ」については，利用者の選択に委ねることとする。具体的な広さについては，利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項であり，利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示が必要となる。　　　◆平18解釈通知第3の6の2（2）□　地階に設けていないか。◆平18厚令34第112条第4項第1号ハ□　１以上の出入口は，避難上有効な空き地，廊下又は広間に直接面しているか。◆平18厚令34第112条第4項第1号ニ | 適・否 | 直近レイアウト変更　　　年　　月広さの説明文書有 ・ 無 |
| 一時介護室□　介護を行うために適当な広さを有しているか。　◆平18厚令34第112条第4項第2号　◎ 他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合は，一時介護室を設けないことができる。◆平18厚令34第112条第3項 | 適・否 | 広さの説明文書有 ・ 無 |
| 浴室□　身体が不自由な者が入浴するのに適したものであるか。　◆平18厚令34第112条第4項第3号　◎ 利用者が同一敷地内にある他の事業所，施設等の浴室を利用できる場合は，浴室を設けないことができる。 ◆平18厚令34第112条第3項 | 適・否 | 特浴の有・無 |
| 便所□　居室のある階ごとに設置し，非常用設備を備えているか。　 ◆平18厚令34第112条第4項第4号 | 適・否 |  |
| 食堂□　機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。　◆平18厚令34第112条第4項第5号　◎　利用者が同一敷地内にある他の事業所，施設等の食堂を利用できる場合は，食堂を設けないことができる。　　◆平18厚令34第112条第3項 | 適・否 | 広さの説明文書有 ・ 無 |
| 機能訓練室□　機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。　◆平18厚令34第112条第4項第6号◎　他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合は，機能訓練室を設けないことができる。　◆平18厚令34第112条第3項 | 適・否 | 広さの説明文書 有 ・ 無 |
| 消火設備等□　指定地域密着型特定施設は，利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有しているか。　◆平18厚令34第112条第5項　◎　「利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造」とは，段差の解消，廊下の幅の確保等の配慮がなされていることをいうものである。◆平18解釈通知第3の6の2（3）□　指定地域密着型特定施設は，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。　◆平18厚令34第112条第6項　◎　「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは，消防法その他の法令等に規定された設備を示しており，それらの設備を確実に設置しなければならないものである。　　◆平18解釈通知第3の3の2（1）⑤のロ準用 | 適・否 |  |
| 第４　運営に関する基準＜第７８条の４第２項＞１　内容及び手続の説明及び契約の締結等 | □　あらかじめ，入居申込者又はその家族に対し，重要事項に関する規程の概要，従業者の勤務の体制，利用料の額及びその改定の方法，その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，入居及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しているか。◆平18厚令34第113条第1項□　前項の契約において，入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めていないか。 ◆平18厚令34第113条第2項□　より適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては，利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ前々項の契約に係る文書に明記しているか。◆平18厚令34第113条第3項 | 適・否 | 利用者　　　人中重要事項説明書　　　人分有重要事項説明書★運営規程と不整合ないか□職員の職種・員数□利用料・その他費用 |
| ２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等 | □　正当な理由なく入居者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を拒んでいないか。　◆平18厚令34第114条第1項□　入居者が指定地域密着型特定施設入居者生活介護に代えて当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げていないか。　◆平18厚令34第114条第2項□　入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等，入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合，適切な病院又は診療所の紹介，その他適切な措置を速やかに講じているか。　◆平18厚令34第114条第3項□　指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては，利用者の心身の状況，その置かれている環境等の把握に努めているか。　◆平18厚令34第114条第4項 | 適・否 | 過去1年間に利用申込みを断った事例有・無 |
| ３　受給資格の確認 | □　指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を求められた場合は，その者の提示する被保険者証によって，被保険者資格，要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。◆平18厚令34第3条の10第1項準用□　被保険者証に，認定審査会意見が記載されているときは，当該認定審査会意見に配慮して，指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供するように努めているか。　◆平18厚令34第3条の10第2項準用 | 適・否 | 対処方法確認（申込時にコピー等）記載例あるか。あれば当該事例の計画確認 |
| ４　要介護認定の申請に係る援助 | □　指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始に際し，要介護認定を受けていない利用申込者については，要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認しているか。　◆平18厚令34第3条の11第1項準用□　申請が行われていない場合は，当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。◆平18厚令34第3条の11第1項後段準用□　指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、利用者の要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう，必要な援助を行っているか。◆平18厚令34第3条の11第2項準用 | 適・否 | 事例あるか。あればその際の対応内容 |
| ５　サービスの提供の記録 | □　指定地域密着型特定施設入居者生活介護の開始に際して　は，当該開始の年月日及び入居している指定地域密着型特定　施設の名称を，指定地域密着型特定施設入居者生活介護の終　了に際しては，当該終了の年月日を，利用者の被保険者証に　記載しているか。◆平18厚令34第116条第1項，平18解釈通知第3の6の3（3）①□　提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。　◆平18厚令34第116条第2項，平18解釈通知第3の6の3（3）②　◎記載すべき事項　　□　サービスの提供日　　　□　サービスの内容　　□　利用者の状況　　　　　□　その他必要な事項 | 適・否 | 被保険者証の記載状況の確認記録の確認 |
| ６　利用料等の受領 | □　法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際には，その利用者から利用料の一部として，当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。　◆平18厚令34第117条第1項□　法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と，指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に，不合理な差額が生じていないか。◆平18厚令34第117条第2項□　下記に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，当該サービスの内容及び費用について説明を行い，利用者の同意を得ているか。　◆平18厚令34第117条第3項，同第4項　一　利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上便宜に要する費用　二　おむつ代　三　その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，利用者に負担させることが適当と認められるもの　◎　保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められない。　◎　上記三の費用の具体的な範囲については，以下通知を参照　　「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12老企54号）　　「特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費について」（平成12老企52号） | 適・否 | 領収証確認（原則１割又は２割の額となっているか）償還払の対象で10割徴収の例　【有・無】左記1～3の費用の支払いを受けている利用者　　　人中同意書　　　人分有 |
| ７　保険給付の請求のための証明書の交付 | □　法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は，提供した指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容，費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。　◆平18厚令34第3条の20準用 | 適・否 | 法定代理受領サービス以外の利用者有・無 |
| ８　指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針 | □　利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう，認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて，日常生活に必要な援助を妥当適切に行っているか。◆平18厚令34第118条第1項□　指定地域密着型特定施設入居者生活介護は，地域密着型特定施設サービス計画に基づき，漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。◆平18厚令34第118条第2項□　従業者は，サービスの提供に当たっては，懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族から求められたときは，サービスの提供方法等について，理解しやすいように説明を行っているか。◆平18厚令34第118条第3項□　当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはいないか。◆平18厚令34第118条第4項□　身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。◆平18厚令34第118条第5項□　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。◆平１１厚令３９第１１条第６項第１号◎　「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。）とは，身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり，幅広い職種（例えば，施設長（管理者），看護職員，介護職員，生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに，専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。なお，身体的拘束適正化検討委員会は，運営推進会議と一体的に設置・運営することも差し支えない。身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また，身体的拘束適正化検討委員会には，第三者や専門家を活用することが望ましく，その方策として，精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。指定地域密着型特定施設が，報告，改善のための方策を定め，周知徹底する目的は，身体的拘束等の適正化について，事業所全体で情報共有し，今後の再発防止につなげるためのものであり，決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。具体的には，次のようなことを想定している。① 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。② 介護職員その他の従業者は，身体的拘束等の発生ごとにその状況，背景等を記録するとともに，①の様式に従い，身体的拘束等について報告すること。③ 身体的拘束適正化検討委員会において，②により報告された事例を集計し，分析すること。④ 事例の分析に当たっては，身体的拘束等の発生時の状況等を分析し，身体的拘束等の発生原因，結果等をとりまとめ，当該事例の適正性と適正化策を検討すること。⑤ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。⑥ 適正化策を講じた後に，その効果について評価すること。□　身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。　　◆平１１厚令３９第１１条第６項第２号◎　指定地域密着型特定施設が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には，次のような項目を盛り込むこととする。① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方② 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針⑤ 身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針□　介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修を定期的に実施しているか　◆平１１厚令３９第１１条第６項第３号◎ 介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては，身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに，当該指定地域密着型特定施設における指針に基づき，適正化の徹底を行うものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには，当該指定地域密着型特定施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し，定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに，新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。また，研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は，職員研修施設内での研修で差し支えない。□　自らその提供する指定地域密着型特定施設入居者の質の評価を行い，常にその改善を図っているか。　◆平18厚令34第118条第6項 | 適・否 | 過去１年の身体拘束を行った件数　　　　　件身体拘束の記録適・否身体拘束廃止の取組有・無・委員会記録（３月に１回以上）・指針の確認（左記の項目が盛り込まれているか）・研修の実施（年２回以上） |
| ９　地域密着型特定施設サービス計画の作成 | □　管理者は，計画作成担当者に地域密着型特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。　◆平18厚令34第119条第1項□　計画作成担当者は，サービス計画の作成に当たっては，適切な方法により，利用者について，その有する能力，その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし，利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。　◆平18厚令34第119条第2項□　計画作成担当者は，利用者又はその家族の希望，利用者について把握された解決すべき課題に基づき，他の従業者と協議の上，サービスの目標及びその達成時期，サービスの内容，サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ地域密着型特定施設サービス計画の原案を作成しているか。　◆平18厚令34第119条第3項□　計画作成担当者は，地域密着型特定施設サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し，文書により利用者の同意を得ているか。◆平18厚令34第119条第4項□　計画作成担当者は，地域密着型特定施設サービス計画を作成した際には，当該サービス計画を利用者に交付しているか。　◆平18厚令34第119条第5項□　計画作成担当者は，地域密着型特定施設サービス計画の作成後においても，他の従業者との連絡を継続的に行うことにより，サービス計画の実施状況の把握を行い，必要に応じてサービス計画の変更を行っているか。◆平18厚令34第119条第6項 | 適・否 | 【アセスメント】・方法・様式　（　　　　　　　）・記録の有・無【担当者会議】□全関連職種から意見聴取しているか【計画内容】□利用者の希望を十分に勘案できているか□介護保険給付外のサービス等も含めた総合的なサービスの計画になっているか利用者　　　人中介護計画　　　人分有介護計画　　　人分中同意・交付の署名等　　　人分有※特に交付が記録で確認できるか介護計画の見直し頻度（ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ記録を確認）⇒概ね　　箇月ごと |
| 10　介護 | □　介護は，利用者の心身の状況に応じ，利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう，適切な技術をもって行っているか。◆平18厚令34第120条第1項□　利用者の人格を十分に配慮して実施しているか。 ◆平18解釈通知第3の6の3（7）①□　自ら入浴が困難な利用者について，１週間に２回以上，適切な方法により，入浴又は清しきをしているか。 ◆平18厚令34第120条第2項□　利用者の心身の状況に応じ，適切な方法により，排せつの自立について必要な援助を行っているか。 ◆平18厚令34第120条第3項□　利用者に対し，食事，離床，着替え，整容，その他日常生活上の世話を適切に行っているか。◆平18厚令34第120条第4項 | 適・否 | 入浴の頻度（週　　　回）排泄の状況オムツ（　　）人ﾎﾟｰﾀﾌﾞﾙﾄｲﾚ（　　）人　入所者の心身の状況，要望に応じたものか |
| 11機能訓練 | □　利用者の心身の状況等を踏まえ，必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。◆平18厚令34第121条 | 適・否 |  |
| 12健康管理 | □　看護職員は，常に利用者の健康の状況に注意するとともに，健康保持のための適切な措置を講じているか。 ◆平18厚令34第122条 | 適・否 |  |
| 13相談及び援助 | □　常に利用者の心身の状況，その置かれている環境等の的確な把握に努め，利用者又はその家族に対し，その相談に適切に応じるとともに，利用者の社会生活に必要な支援を行っているか。◆平18厚令34第123条◎ 社会生活に必要な支援･･･入居者自らの趣味又は嗜好に応じた生きがい活動，各種の公共サービス，必要とする行政機関に対する手続き等に関する情報提供又は相談 ◆平18解釈通知第3の6の3（8） | 適・否 |  |
| 14利用者の家族の連携等 | □　常に利用者の家族との連携（◎１）を図るとともに，利用者とその家族との交流等の機会を確保（◎２）するように努めているか。 ◆平18厚令34第124条◎１…利用者の生活及び健康の状況並びにサービス提供状況の家族への定期的な報告等◎２…事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等◆平18解釈通知第3の6の3（9） | 適・否 | 左記◎１【有・無】左記◎２【有・無】 |
| 15利用者に関する市町村への通知 | □　利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は，遅滞なく，意見を付してその旨を舞鶴市に通知しているか。　◆平18厚令34第3条の26準用１　正当な理由なしに指定地域密着型特定施設入居者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより，要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。２　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け，又は受けようとしたとき。 | 適・否 | 左記①又は②に該当する事例【有・無】 |
| 16緊急時の対応 | □　現に指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は，速やかに主治の医師又はあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。◆平18厚令34第80条準用◎　協力医療機関は，事業の通常の実施地域内にあることが望ましい。 ◆平18解釈通知第3の4の4(11)準用□　協力医療機関との間で，緊急時において円滑な協力を得るため，あらかじめ必要な事項を取り決めているか。　◆平18解釈通知第3の4の4(11)準用 | 適・否 | マニュアル【有・無】 |
| 17管理者の責務 | □　管理者は，当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の従業者の管理，及び利用の申込みに係る調整，業務の実施状況の把握その他の管理を，一元的に行っているか。　◆平18厚令34第53条第1項準用□　管理者は，当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の従業者に運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。◆平18厚令34第53条第2項準用 | 適・否 |  |
| 18　運営規程 | □　指定地域密着型特定施設ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ◆平18厚令34第125条一　事業の目的及び運営の方針二　従業者の職種，員数及び職務内容三　入居定員及び居室数四　指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額　◎　介護の内容は，入浴の介護の１週間における回数等の　サービス内容を指すものであること 　◆平18解釈通知第3の6の3（10）①五　利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続六　施設の利用に当たっての留意事項七　緊急時等における対応方法八　非常災害対策　◎　非常災害に関する具体的計画を指すものであること　　◆平18解釈通知第3の6の3（10）②九　虐待の防止のための措置に関する事項十　その他運営に関する重要事項　◎　緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続等を定めておくことが望ましい。　　◆平18解釈通知第3の6の3（10）③ | 適・否 | 直近改正年　月実際の運用との整合性【適・否】重要事項説明書との整合性【適・否】 |
| 19勤務体制の確保等 | □　利用者に対し，適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう，従業者の勤務の体制を定めているか。◆平18厚令34第126条第1項 ◎ 従業者の日々の勤務時間，常勤・非常勤の別，管理者との兼務関係，機能訓練指導員との兼務関係，計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。　◆平18解釈通知第3の6の3（11）①□　指定地域密着型特定施設の従業者によって指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供しているか。　　ただし，当該事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は，この限りではない。　◆平18厚令34第126条第2項 | 適・否 | 各月の勤務表【有・無】勤務表の要件の具備【適・否】 |
| ・業務委託 | □　前項ただし書の規定により業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては，当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し，その結果等を記録しなければならない。◆平18厚令34第126条第3項 ◎　当該受託者に対する当該業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため，当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。　 　なお，給食，警備等の指定地域密着型特定施設入居者生活介護に含まれない業務については，この限りではない。　 ◆平18解釈通知第3の6の3（11）②イ　当該委託の範囲ロ　当該委託に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ハ　受託者の従業者により当該委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨ニ　委託者が当該委託業務に関し受託者に対し指示を行い得る旨ホ　委託者が当該委託業務に関し改善の必要を認め，所要の措置を講じるよう指示を行った場合において，当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨へ　受託者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在ト　その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項□　上記ハ（点検・確認）及びホ（改善）の確認の結果の記録を作成しているか。◆平18解釈通知第3の6の3（11）③□　上記ニ（受託者への指示）の指示は文書により行っているか。 ◆平18解釈通知第3の6の3（11）④□　上記ハ（点検・確認）及びホ（改善）の確認の結果の記録を　　５年間保存しているか。◆平18解釈通知第3の6の3（11）⑤ |  | 委託【有・無】内容）（　　　　　　　）上記委託契約書【有・無】委託契約書内の左記イ～トの記載【有・無】点検・確認，改善の記録　【有・無】受託者への指示の記録　【有・無】 |
| ・研修 | □　従業者の資質の向上のために，研修の機会を確保しているか。　　その際、当該事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 |  | 研修記録【有・無】 |
| ・ハラスメント防止 | □　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 |  |  |
| 20　協力医療機関等 | □　利用者の病状の急変等に備えるため，あらかじめ，協力医療機関を定めているか。◆平18厚令34第127条第1項◎　あらかじめ，協力医療機関と必要な事項（入院，休日夜間等の対応など）を取り決めているか（書面）。　◆平18解釈通知第3の6の3（12）②□　あらかじめ，協力歯科医療機関を定めておくように努めているか。◆平18厚令34第127条第2項◎　協力医療機関及び協力歯科医療機関は指定地域密着型特定施設から近距離にあることが望ましい。◆平18解釈通知第3の5の4（10）①準用 | 適・否 | 協力医療機関名（　　　　　　　　）協力歯科医療機関名（　　　　　　　　）上記医療機関との契約書【有・無】　　　　　　 |
| 21非常災害対策 | □　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，非常災害に関する具体的計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知するとともに，定期的に避難，救出その他必要な訓練を行なっているか。　◆平18厚令34第57条準用□　火災等の災害時に，地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底しているか。　 ◆平18解釈通知第3の3の3（7）準用□　日頃から消防団や地域住民との連携を図り，火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りをしているか。◆平18解釈通知第3の3の3（7）準用□　防火管理者又は防火管理についての責任者を置いているか。◎　消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は，消防法第８条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあってはその者に行わせること。 　　また，防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても，防火管理について責任者を定め，その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせること。◆平18解釈通知第3の3の3（7）準用 | 適・否 | 消防計画【有・無】風水害に関する計画【有・無】地震に関する計画【有・無】前年度の避難・救出等訓練の実施　　　回（年2回以上の実施か）　防火管理者　氏名　　　　　　　講習修了証【有・無】 |
| 22　衛生管理等 | □　利用者の使用する施設，食器その他の設備又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じているか。◆平18厚令34第58条第1項準用□　感染症が発生し，又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。◆平18厚令34第58条第2項準用□　食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について，必要に応じて保健所の助言，指導を求めるとともに，常に密接な連携を保っているか。◆平18解釈通知第3の3の3（8）①準用□　インフルエンザ対策，腸管出血性大腸菌感染症対策，レジオネラ症対策等については，関係通知等に基づき，適切な措置を講じているか。◆平18解釈通知第3の3の3（8）②準用□　空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。 ◆平18解釈通知第3の3の3（8）③準用 | 適・否 | マニュアル【有・無】 |
| 23　掲示 | □　事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。◆平18厚令34第3条の32準用 | 適・否 | 掲示【有・無】苦情対応方法の掲示【有・無】 |
| 24　秘密保持等 | □　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の従業者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。 ◆平18厚令34第3条の33条第1項準用□　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の従業者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じているか。◆平18厚令34第3条の33条第2項準用◎　従業者が，従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用時等に取り決め，例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものである。◆平18解釈通知第3の1の4(23)②準用※　予め違約金の額を定めておくことは労働基準法第１６条に抵触するため，違約金について定める場合には，現実に生じた損害について賠償を請求する旨の定めとすること。□　サービス担当者会議等において，利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を，利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を，あらかじめ文書により得ているか。 ◆平18厚令34第3条の33条第3項準用◎　この同意は，サービス提供時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。　◆平18解釈通知第3の1の4(23)③準用 | 適・否 | 従業者　　　人中誓約書　　　人分有利用者　　　人中個人情報使用同意書　　　人分有★家族の個人情報を用いる場合，家族の同意が得たことが分かる様式であるか【適・否】 |
| 25　広告 | □　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所についての広告は，その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 ◆平18厚令34第3条の34準用 | 適・否 | パンフレット等内容【適・否】 |
| 26　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | □　居宅介護支援事業者又はその従業者に対し，利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として，金品その他の財産上の利益を供与していないか。 ◆平18厚令34第3条の35準用 | 適・否 |  |
| 27　苦情処理 | □　提供した指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。◆平18厚令34第3条の36第1項準用□　苦情を受け付けた場合，当該苦情の内容等を記録しているか。◆平18厚令34第3条の36第2項準用◎　苦情の内容等の記録は，５年間保存しているか。　◆平25市条例15第149条◎　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち，苦情の内容を踏まえ，サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うこと。　◆平18解釈通知第3の1の4(25)②準用□　提供した指定地域密着型特定施設入居者生活介護に関し，市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ，利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに，市町村から指導又は助言を受けた場合，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。◆平18厚令34第3条の36第3項準用□　市町村からの求めがあった場合には，改善の内容を市町村に報告しているか。◆平18厚令34第3条の36第4項準用□　提供した指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに，国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。◆平18厚令34第3条の36第5項準用□　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には，改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 ◆平18厚令34第3条の36第6項準用 | 適・否 | マニュアル【有・無】苦情受付窓口【有・無】苦情相談窓口，処理体制・手順等の掲示【有・無】苦情記録【有・無】市町村調査【有・無】直近年月日　　　　　　　国保連調査【有・無】直近年月日　　　　　　　 |
| 28地域との連携等 | □　利用者，利用者の家族，地域住民の代表者，市町村の職員又は地域包括支援センターの職員，小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（「運営推進会議」）を設置し，おおむね二月に一回以上，運営推進会議に対し活動状況を報告し，運営推進会議による評価を受けるとともに，運営推進会議から必要な要望，助言等を聴く機会を設けているか。◆平18厚令34第85条第1項準用◎　地域の住民の代表者とは，町内会役員，民生委員，老人クラブの代表等が考えられる。　◆平18解釈通知第3の4の4（17）①準用◎運営推進会議の効率化や事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えない。◆平18解釈通知第3の6の3（9）①　　　イ　利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。　　　ロ　同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。◎運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととすること。◆平18解釈通知第3の6の3（13）①□　運営推進会議における報告，評価，要望，助言等の記録を作成し，公表しているか。◆平18厚令34第85条第2項準用□　地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。　◆平18厚令34第85条第3項準用□　利用者からの苦情に関して，市町村等が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。◆平18厚令34第85条第4項準用◎　「市町村が実施する事業」には，介護相談員派遣事業のほか，広く市町村が老人クラブ，婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。　◆平18解釈通知第3の1の4（26）④準用 | 適・否 | 過去1年間の運営推進会議開催回数　　　回中会議録　　　回分有利用者等　　　回出席地域住民　　　回出席市職員又は地域包括支援センター職員　　　回出席会議録の公表方法：　　　　　　 |
| 29事故発生時の対応 | □　利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は，市町村，当該利用者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じているか。 ◆平18厚令34第3条の38第1項準用◎　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法について，あらかじめ定めているか。◆平18解釈通知第3の1の4（27）①準用□　事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。◆平18厚令34第3条の38第2項準用□　利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行っているか。◆平18厚令34第3条の38第3項準用◎　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため，損害賠償保険に加入しておくか，又は賠償資力を有していることが望ましいこと。◆平18解釈通知第3の1の4（27）②準用◎　事故が生じた際にはその原因を解明し，再発生を防ぐための対策を講じること。　◆平18解釈通知第3の1の4（27）③準用 | 適・否 | マニュアル【有・無】事故記録【有・無】事例分析できているか【適・否】事故(市報告対象事故)　　　件中市事故報告済み　　　件損害賠償事例【有・無】賠償保険加入【有･無】保険名： |
| 30 会計の区分 | □　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに，その事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。 ◆平18厚令34第3条の39◎　（会計の区分の）具体的な会計処理の方法等については，別に通知するところによるものであること。　◆平18解釈通知第3の1の4（28）準用　・介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平24老高発0329第1号）・介護保険の給付対象事業におおける会計の区分について（平13老振発第18号）・指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平12老計第8号） | 適・否 | 事業別決算【有・無】 |
| 31記録の整備 | □　従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。◆平18厚令34第128条第1項□　利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する記録を整備し，その完結の日から５年間保存しているか。◆平18厚令34第128条第2項 ①　地域密着型特定施設サービス計画②　提供した具体的なサービスの内容等の記録③　身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録④　委託業務の実施状況の結果等の記録⑤　市町村への通知に係る記録⑥　苦情の内容等の記録⑦　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録⑧　運営推進会議における報告，評価，要望，助言等の記録 | 適・否 | ２年間から５年間に変更になったことに留意（契約書等内の表記にも注意）左記①から⑧の記録【有・無】 |
| 第５　変更の届出等＜法第７８条の５> | □　事業所の名称及び所在地その他施行規則第131条の13で定める事項に変更があったとき，若しくは当該事業を再開したときは，同条で定めるところにより10日以内に，また，当該事業を廃止・休止する際には１月前までにその旨を舞鶴市長に届け出ているか。 | 適・否 |  |
| 第６　介護給付費の算定及び取扱い1　基本的事項＜法第４２条の２第２項＞ | □ 事業に要する費用の額は，平成18年厚生労働省告示第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。◆平18厚告126の1 ◎　ただし，事業者が事業所ごとに所定単位数よりも低い単位数を設置する旨を事前に舞鶴市に届け出た場合はこの限りではない。　◆平12老企39□ 事業に要する費用の額は，平成27年厚労省告示第93号の「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に，別表に定める単位数を乗じて算定されているか。◆平18厚告126の2　◎　１単位の単価は，10円に事業所又は施設が所在する地域区分及びサービスの種類に応じて定められた割合（別表２）を乗じて得た額とする。□ １単位の単価に単位数を乗じて得た額に１円未満の端数があるときは，その端数金額は切り捨てて計算しているか。◆平18厚告126の3 | 適・否 | 【割引の有・無】あれば割引率と条件確認。舞鶴市：その他１０．００円 |
| 1-1　通則(1)入所日数の数え方　　 | □　原則として，入所等した日及び退所等した日の両方を含んでいるか。◆平18留意事項第2の1（5）　◎　ただし，同一敷地内における短期入所生活介護事業所，短期入所療養介護事業所，認知症対応型共同生活介護事業所，地域密着型介護老人福祉施設，特定施設又は介護保険施設（以下「介護保険施設等」という。）の間で，又は隣接若しくは近接する敷地における介護保険施設等であって相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているものの間で，利用者等が一の介護保険施設等から退所等をしたその日に他の介護保険施設等に入所等する場合については，入所等の日は含み，退所等の日は含まれない。　◎　介護保険施設等を退所等したその日に当該介護保険施設等と同一敷地内にある病院若しくは診療所の医療保険適用病床又は当該介護保険施設等と隣接若しくは近接する敷地における医療保険適用病床であって当該介護保険施設等との間で相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているものに入院する場合は，介護保険施設等においては退所等の日は算定されず，また，同一敷地内の医療保険適用病床を退院したその日に介護保険施設等に入所等する場合は，介護保険施設等においては入所等の日は算定されない。 | 適・否 | 同一敷地内の介護保険施設等の場合同一敷地内の病院等の場合 |
| (2)常勤換算方法 | □　暦月ごとの職員の勤務延時間数を，当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし，小数点第２位以下を切り捨てる。　　なお，やむを得ない事情により，配置されていた職員数が一時的に１割の範囲内で減少した場合は，１月を超えない期間内に職員が補充されれば，職員数が減少しなかったものとみなす。◆平18留意事項第2の1（7） | 適・否 |  |
| (3)新設，増減床の場合の利用者数 | □　人員基準欠如及び夜勤を行う職員の員数の算定に関しては，　①　新設又は増床分のベッドに関して，前年度において１年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の入所者の数は，新設又は増床の時点から６月未満の間は，便宜上，ベッド数の90％を入所者の数とし，新設又は増床の時点から６月以上１年未満の間は，直近の６月における全入所者の延数を６月間の日数で除して得た数とし，新設又は増床の時点から１年以上経過している場合は，直近１年間における全入所者の延数を１年間の日数で除して得た数としているか。 ②　減床の場合には，減床後の実績が３月以上あるときは，減床後の延入所者数を延日数で除して得た数としているか。◆平18留意事項第2の1（10）　　 | 適・否 | 【該当の有・無】 |
| (4)サービス種類相互の算定関係 | □　利用者が地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている間に，その他の指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに係る介護給付費（居宅療養管理指導費を除く。）が算定されていないか。◆平18留意事項第2の1（2）◎　ただし，地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に必要がある場合に，当該事業者の費用負担により，その利用者に対してその他の居宅サービス又は地域密着型サービスを利用させることは差し支えない。　　例えば，入居している月の当初は地域密着型特定施設入居者生活介護を算定し，引き続き入居しているにも関わらず，月の途中から地域密着型特定施設入居者生活介護に代えて居宅サービスを算定するようなサービス利用は，居宅サービスの支給限度基準額を設けた趣旨を没却するため，認められない。◆平18留意事項第2の7（1）①◎　入居者に対して提供すべき介護サービス（地域密着型特定施設入居者生活介護の一環として行われるもの）の業務の一部を，当該地域密着型特定施設の従業者により行わず，外部事業者に委託している場合（例えば，機能訓練を外部の理学療法士等に委託している場合等）には，当該事業者が外部事業者に対して委託した業務の委託費を支払うことにより，その利用者に対して当該サービスを利用させることができる。この場合には，当該事業者は業務の管理及び指揮命令を行えることが必要である。　◆平18留意事項第2の7（1）② | 適・否 | 算定【有・無】介護業務の一部の委託【有・無】（有の場合）業務管理及び指揮命令を行うことができるか【適・否】 |
| (6)栄養管理 | □　利用者に対し，年齢，心身の状況に応じた栄養状態の管理を適切に実施しているか。◆平18留意事項第2の1（13） | 適・否 |  |
| ２　算定基準(1) 地域密着型特定施設入居者生活介護費 | □　指定地域密着型特定施設において，指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合に，利用者の要介護状態区分に応じて，それぞれ所定単位数を算定しているか。◆平18厚告126別表6イ注1◎　なお，入居者の外泊の期間中は地域密着型特定施設入居者生活介護は算定できない。　◆平18留意事項第2の7（1） | 適・否 | 外泊中の算定【有・無】 |
| (2) 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費 | □　短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費について，厚生労働大臣が定める施設基準（注）に適合するものとして舞鶴市長に届け出た指定地域密着型特定施設において，指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合に，利用者の要介護状態区分に応じて，それぞれ所定単位数を算定しているか。◆平18厚告126別表6ロ注2注 厚生労働大臣が定める施設基準 ◆平27厚告96第35号(1)　指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者が，指定居宅サービス，指定地域密着型サービス，指定居宅介護支援，指定介護予防サービス，指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について３年以上の経験を有すること。◎　上記の要件は，指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者に求められる要件であるので，新たに開設された地域密着型特定施設など指定を受けた日から起算した期間が３年に満たない地域密着型特定施設であっても，上記に掲げる指定居宅サービスなどの運営について３年以上の経験を有している事業者が運営する地域密着型特定施設であれば，短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定することができる。◆平18留意事項第2の7（2）②(2)　当該指定施設の入居定員の範囲内で，空いている居室等（定員が１人であるものに限る。）を利用するものであること。ただし，短期利用特定施設入居者生活介護を受ける入居者（利用者）の数は，当該指定特定施設の入居定員の100分の10以下であること。*Ｈ24Ｑ＆Ａ　Vol.１　問104（抜粋）※特定施設入居者生活介護QA**入院中の入居者のために居室を確保しているような場合であっても，入院中の入居者の同意があれば，家具等を別の場所に保管するなど，当該入居者のプライバシー等に配慮を行った上で，その居室を短期利用で利用することは差し支えない。この場合，１つの居室において，入院中の入居者と短期利用特定施設入居者生活介護の利用者の双方から家賃相当額を徴収することは適切ではないため，入院中の入居者から家賃相当額を徴収するのではなく，短期利用特定施設入居者生活介護の利用者から家賃相当額を徴収する旨，料金表等に明記しておく必要がある。*(3)　利用の開始にあたって，あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。(4)　家賃，敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか，権利金その他の金品を受領しないこと。◎　権利金その他の金品の受領禁止の規定に関しては，短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護を受ける入居者のみならず，当該地域密着型特定施設の入居者に対しても適用されるものである。　◆平18留意事項第2の7（2）③(5)　介護保険法に基づく勧告、命令、指示を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して5年以上の期間が経過していること。 | 適・否 | 算定【有・無】 |
| ３　人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定 | □　看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合（人員基準欠如）は，別に厚生労働大臣が定めるところにより減算（所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数）しているか。　◆平18厚告126別表6イ注1，ロ注2，平12厚告27第9号□　人員基準上満たすべき職員の員数を算定する際の利用者数等は，当該年度の前年度（毎年４月１日に始まり翌年３月３１日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用いているか（ただし，新規開設又は再開の場合は推定数による。）。　◎　この場合，利用者数等の平均は，前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては，小数点第二位以下を切り上げるものとする。◆平18留意事項第2の1（8）②□　看護・介護職員の人員基準欠如について，以下のとおり取り扱っているか。◆平18留意事項第2の1（8）③イ　人員基準上必要とされる員数から一割を超えて減少した場合には，その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで，利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算されているか。ロ　一割の範囲内で減少した場合には，その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで，利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算されているか（ただし，翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。 | 適・否 | 減算【有・無】 |
| ４　身体拘束廃止未実施減算 | * 厚生労働大臣が定める下記の基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。◆平18厚告126別表6イ注3

□　身体拘束等を行う場合の記録をしているか。□　身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催しているか。□　身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。□　身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施しているか。※「本主眼事項第４の８指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針」を参照すること。 | 適・否 | 算定【有・無】 |
| ５　入居継続支援加算 | □　地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）について、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして舞鶴市長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、入居継続支援加算として、１日につき３６単位を所定単位数に加算しているか。ただし、サービス提供体制強化加算を算定している場合においては、算定しないこと。□（１）社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和６２年厚生省令第４９号）第１条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の１００分の１５以上であるか。□（２）介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が６又はその端数を増すごとに１以上であるか。□（３）定員超過利用・人員基準欠如に該当していないか。◎上記（１）の割合については、届出日の属する月の前４月から前々月までの３月間のそれぞれの末日時点の割合の平均について算出すること。また、届出を行った月以降においても、毎月において前４月から前々月までの３月間のこれらの割合がそれぞれ所定の割合以上であることが必要である。これらの割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければならない。◎上記（２）の介護福祉士の員数を算出する際の利用者数については、第２の１(５)を準用すること。また、介護福祉士の員数については、届出日の属する月の前３月間における員数の平均を常勤換算方法を用いて算出した値が、必要な人数を満たすものでなければならない。さらに、届出を行った月以降においても、毎月において直近３月間の介護福祉士の員数が必要な員数を満たしていることが必要であり、必要な人数を満たさなくなった場合は、直ちに届出を提出しなければならない。　　　　　　　　　◆平18解釈通知第2の7（4）◎当該加算を算定する場合にあっては、サービス提供体制強化加算は算定できない。　 ◆平18解釈通知第2の7（4）◎必要となる介護福祉士の数が常勤換算方法で入居者の数が７又はその端数を増すごとに１以上である場合においては、　　次の要件を満たすこと。イ 「業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器を複数種類使用」とは、以下に掲げる介護機器を使用することであり、少なくともａからｃまでに掲げる介護機器は使用することとする。その際、ａの機器は全ての居室に設置し、ｂの機器は全ての介護職員が使用すること。ａ 見守り機器（利用者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを感知できるセンサーであり、当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる利用者の見守りに資する機器をいう。以下同じ。）ｂ インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するＩＣＴ機器ｃ 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するＩＣＴ機器ｄ 移乗支援機器ｅ その他業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器介護機器の選定にあたっては、事業所　の現状の把握及び業務面において抱えている課題の洗い出しを行い、業務内容を整理し、従業者それぞれの担うべき業務内容及び介護機器の活用方法を明確化した上で、洗い出した課題の解決のために必要な種類の介護機器を選定すること。ロ 介護機器の使用により業務効率化が図られた際、その効率化された時間は、ケアの質の向上及び職員の負担の軽減に資する取組に充てること。ケアの質の向上への取組については、幅広い職種の　者が共同して、見守り機器やバイタルサイン等の情報を通じて得られる入居者の記録情報等を参考にしながら、適切なアセスメントや入居者の身体の状況等の評価等を行い、必要に応じ、業務体制を見直すこと。ハ 「介護機器を安全かつ有効に活用するための委員会」（以下「介護機器活用委員会」という。）は３月に１回以上行うこと。介護機器活用委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。また、介護機器活用委員会には、管理者だけでなく実　際にケアを行う職員を含む幅広い職種や役割の者が参画するものとし、実際にケアを行う職員の意見を尊重するよう努めることとする。ニ 「入居者の安全及びケアの質の確保」に関する事項を実施すること。具体的には次の事項等の実施により利用者の安全及　びケアの質の確保を行うこととする。ａ 介護機器から得られる睡眠状態やバイタルサイン等の情報を入居者の状態把握に活用すること。ｂ 介護機器の使用に起因する施設内で発生したヒヤリ・ハット事例等の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止策を検討すること。ホ 「職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮」に関する事項を実施すること。具体的には、実際にケアを行う介護福祉士を含めた介護職員に対してアンケートやヒアリング等を行い、介護機器の導入後における次の事項等を確認し、人員配置の検討等が行われていること。ａ ストレスや体調不安等、職員の心身の負担が増えていないかどうかｂ １日の勤務の中で、職員の負担が過度に増えている時間帯がないかどうかｃ 休憩時間及び時間外勤務等の状況ヘ 日々の業務の中で予め時間を定めて介護機器の不具合がないことを確認する等のチェックを行う仕組みを設けること。また、介護機器のメーカーと連携し、定期的に点検を行うこと。ト 介護機器の使用方法の講習や介護事故又はヒヤリ・ハット事例（介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった事例をいう。）（以下「ヒヤリ・ハット事例等」という。）の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行うこと。この場合の要件で入居継続支援加算を取得する場合　においては、３月以上の試行期間を設けることとする。入居者の安全及びケアの質の確保を前提にしつつ、試行期間中から介護機器活用委員会を設置し、当該委員会において、介護機器の使用後の人員体制とその際の職員の負担のバランスに配慮しながら、介護機器の使用にあたり必要な人員体制等を検討し、安全体制及びケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で、届出をすること。なお、試行期間中においては、通常の入居継続支援加算の要件を満たすこととする。届出にあたり、市町村等が当該委員会における検討状　況を確認できるよう、当該委員会の議事概要を提出すること。また、介護施設のテクノロジー活用に関して、厚生労働省が行うケアの質や職員の負担への影響に関する調査・検証等への協力に努めること。 | 適・否 | 算定【有・無】 |
| ６　生活機能向上連携加算 | □　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして舞鶴市長に届け出た指定地域密着型特定施設において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合は除き３月に１回を限度として、１月につき、(2)については１月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。　　ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。　　また、個別機能訓練加算を算定している場合は、(1)は算定せず、(2)は１月につき100単位を算定する。　（1）　生活機能向上連携加算（Ⅰ）　100単位　（2）　生活機能向上連携加算（Ⅱ）　200単位◎生活機能向上連携加算について① 生活機能向上連携加算(Ⅰ)イ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径４キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下この⑽において同じ。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この⑽において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。この場合の「リハビリテーションを実施している医療　提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。ロ 個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のＡＤＬ（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びＩＡＤＬ（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は、指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等と連携してＩＣＴを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等に助言を行うこと。なお、ＩＣＴを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がＡＤＬ及びＩＡＤＬに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法等を調整するものとする。ハ 個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとすること。ニ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。ホ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について・ 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族（以下このホにおいて「利用者等」という。）の意向を確認の上、当該利用者のＡＤＬやＩＡＤＬの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。・ 理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、３月ごとに１回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明していること。また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等　を活用して行うことができるものとすること。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこと。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。ヘ 機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。ト 生活機能向上連携加算(Ⅰ)は個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定されるものである。なお、イの助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能であるが、利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定しない。②生活機能向上連携加算(Ⅱ)イ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定地域密着型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。この場合の「リハビリテーションを実施している医療　提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。ロ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について・ 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のＡＤＬやＩＡＤＬの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。・ 理学療法士等は、３月ごとに１回以上指定地域密着型通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行うこと。ハ ①ハ、ニ及びヘによること。なお、個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はないこと。 | 適・否 | 算定【有・無】加算算定者全員の計画【適・否】共同による計画作成【適・否】計画の記載内容【適・否】目標の設定【適・否】訓練実施を記録で確認・実施時間・訓練内容・担当者　等【適・否】説明記録があるか【適・否】対応を記録で確認【適・否】閲覧できるようにしているか【適・否】 |
| ７　個別機能訓練加算 | □　地域密着型特定施設入居者生活介護費について，専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等（※１）を１名以上配置しているものとして舞鶴市長に届け出た指定地域密着型特定施設において，利用者に対して，機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して，利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し，当該計画に基づき，計画的に機能訓練を行っている場合には，個別機能訓練加算(Ⅰ)として，１日につき12単位を所定単位数に加算しているか。　　また、個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(Ⅱ)として、１月につき20単位を所定単位数に加算しているか。　 ※１　理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、6月以上機能訓練指導に従事した経験を有するものに限る。)　□ 機能訓練指導員等が個別機能訓練計画に基づき，計画的に行った機能訓練について算定しているか。□ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する機能訓練指導員等を１名以上配置して行っているか。□　機能訓練指導員等が共同して，利用者ごとにその目標，実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し，これに基づいて行った個別機能訓練の効果，実施方法等について評価を行っているか。　　地域密着型特定施設サービス計画の中に記載する場合は，　個別機能訓練計画の作成に代えることができる。□　開始時及びその３月ごとに１回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し，記録しているか。　　利用者に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとすること。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者の同意を得なければならないこと。　　なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。　□　個別機能訓練に関する記録（実施時間，訓練内容，担当者等）は，利用者ごとに保管され，常に当該施設の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるか。□　厚生労働省への情報の提出については、ＬＩＦＥを用いて行うこととする。ＬＩＦＥへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。サービスの質の向上を図るため、ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（Plan）、当該計画に基づく個別機能訓練の実施（Do)、当該実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。 | 適・否 | 算定【有・無】機能訓練指導員名（　　　　　　　）常勤専従：適・否資格証：有・無加算算定者全員の計画【有・無】共同による計画作成【適・否】開始時，3ヶ月ごとに1回以上の計画説明（説明記録があるか）【適・否】計画に基づく訓練実施を記録で確認できるか・実施時間・訓練内容・担当者　等【適・否】記録は利用者ごとに保管され，常に従業者が閲覧できる状況か【適・否】 |
| ８　ＡＤＬ維持等加算 | □　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして舞鶴市長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。⑴ ＡＤＬ維持等加算(Ⅰ) 30単位　⑵ ＡＤＬ維持等加算(Ⅱ) 60単位◎ＡＤＬ維持等加算について① ＡＤＬ維持等加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）についてイ　ＡＤＬの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index を用いて行うものとする。ロ　大臣基準告示第16 号の２イ⑵における厚生労働省へ　のＡＤＬ値の提出は、ＬＩＦＥを用いて行うこととする。ハ　大臣基準告示第16 号の２イ⑶及びロ⑵におけるＡＤＬ利得は、評価対象利用開始月の翌月から起算して６月目の月に測定したＡＤＬ値から、評価対象利用開始月に測定したＡＤＬ値を控除して得た値に、次の表の左欄に掲げる者に係る同表の中欄の評価対象利用開始月に測定したＡＤＬ値に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる値を加えた値を平均して得た値とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1　2以外の者 | ＡＤＬ値が0以上25以下 | 2 |
| ＡＤＬ値が30以上50以下 | 2 |
| ＡＤＬ値が55以上75以下 | 3 |
| ＡＤＬ値が80以上100以下 | 4 |
| 2　評価対象利用開始月において、初回の要介護認定があった月から起算して12月以内である者 | ＡＤＬ値が0以上25以下 | 1 |
| ＡＤＬ値が30以上50以下 | 1 |
| ＡＤＬ値が55以上75以下 | 2 |
| ＡＤＬ値が80以上100以下 | 3 |

ニ ハにおいてＡＤＬ利得の平均を計算するに当たって対象とする者は、ＡＤＬ利得の多い順に、上位100 分の10 に相当する利用者（その数に１未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）及び下位100 分の10 に相当する利用者（その数に１未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を除く利用者（以下この⑺において「評価対象利用者」という。）とする。ホ 他の施設や事業所が提供するリハビリテーションを併用している利用者については、リハビリテーションを提供している当該他の施設や事業所と連携してサービスを実施している場合に限り、ＡＤＬ利得の評価対象利用者に含めるものとする。ヘ 令和３年度については、評価対象期間において次のａからｃまでの要件を満たしている場合に、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12 月（令和３年４月１日までに指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費のイの注７に掲げる基準（以下この①において「基準」という。）に適合しているものとして市町村長に届出を行う場合にあっては、令和３年度内）に限り、ＡＤＬ維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定できることとする。ａ 大臣基準告示第16 号の２イ⑴、⑵及び⑶並びにロ⑵　の基準（イ⑵については、厚生労働省への提出を除く。）を満たすことを示す書類を保存していること。ｂ 厚生労働省への情報の提出については、ＬＩＦＥを用いて行うこととする。ＬＩＦＥへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。サービスの質の向上を図るため、ＬＩＦＥへの提出　情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（Plan）、当該計画に基づく個別機能訓練の実施（Do)、当該実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。提出された情報については、国民の健康の保持増進及　びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。ｃ ＡＤＬ維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定を開始しようとする月の末日までに、ＬＩＦＥを用いてＡＤＬ利得に係る基準を満たすことを確認すること。ト 令和３年度の評価対象期間は、加算の算定を開始する月の前年の同月から12 月後までの１年間とする。ただし、令和３年４月１日までに算定基準に適合しているものとして市町村長に届出を行う場合については、次のいずれかの期間を評価対象期間とすることができる。ａ 令和２年４月から令和３年３月までの期間ｂ 令和２年１月から令和２年12 月までの期間チ 令和４年度以降に加算を算定する場合であって、加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして市町村長に届け出ている場合には、届出の日から12 月後までの期間を評価対象期間とする。 |  |  |
| ９　夜間看護体制加算 | □　別に厚生労働大臣が定める施設基準（注）に適合するものとして舞鶴市長に届け出た指定地域密着型特定施設において，利用者に対して指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合に，夜間看護体制加算として，1日につき10単位を加算しているか。◆平18厚告126別表6注4注　厚生労働大臣が定める施設基準　◆平27厚告96第36号イ　常勤の看護師を１名以上配置し，看護に係る責任者を定めていること。ロ　看護職員により，又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により，利用者に対して，24時間連絡できる体制を確保し，かつ，必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。ハ　重度化した場合における対応に係る指針を定め，入居の際に，利用者又はその家族等に対して，当該指針の内容を説明し，同意を得ていること。◎「24時間連絡体制」とは，地域密着型特定施設内で勤務することを要するものではなく，夜間においても施設から連絡でき，必要な場合には地域密着型特定施設からの緊急の呼出に応じて出勤する体制をいうものである。具体的には以下のとおり。　◆平18留意事項第2の7(4)②① 地域密着型特定施設において，管理者を中心として，介護職員及び看護職員による協議の上，夜間における連絡・対応体制（オンコール体制）に関する取り決め（指針やマニュアル等）の整備がなされていること。② 管理者を中心として，介護職員及び看護職員による協議の上，看護職員不在時の介護職員による利用者の観察項目の標準化（どのようなことが観察されれば看護職員に連絡するか）がなされていること。③ 地域密着型特定施設内研修等を通じ，看護・介護職員に対して，①及び②の取り決めが周知されていること。　　④ 地域密着型特定施設の看護職員とオンコール対応の看　　　護職員が異なる場合には，電話やＦＡＸ等により利用者　　　の状態に関する引継を行うとともに，オンコール体制終　　　了時にも同様の引継を行うこと。 | 適・否 | 算定【有・無】□常勤の看護師（准看不可）氏名：看護に係る責任者（　　　　　　　）□24時間連絡体制①指針・マニュアル　【適・否】②観察項目の標準化　【適・否】③研修による①②の周知　【適・否】④看護職員間の引継　【適・否】□重度化対応指針【有・無】本指針の利用者等への説明・同意【適・否】 |
| 10　若年性認知症入居者受入加算 | * 舞鶴市長に届け出た指定地域密着型特定施設において、若年性認知症入居者に対して指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、若年性認知症入居者受入加算として、１日につき１２０単位を所定単位数に加算しているか。◆平18厚告126別表6イ注8

□　受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行っているか。◆平18解釈通知第2の7（8） | 適・否 | 算定【有・無】担当者、サービス提供【適・否】 |
| 11　医療機関連携加算 | □　地域密着型特定施設入居者生活介護費について，看護職員が，利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において，当該利用者の同意を得て，協力医療機関又は当該利用者の主治の医師に対して，当該利用者の健康の状況について月に1回以上情報を提供した場合は，医療機関連携加算として，1月に80単位を所定単位数に加算しているか。　（短期利用は算定不可）◆平18厚告126別表6イ注5　◎　協力医療機関等には，歯科医師を含む。　　　◆平18留意事項第2の7(5)②□　協力医療機関等に情報を提供した日前30日以内において，本サービスを算定した日が14日未満である場合に算定していないか。◆平18留意事項第2の7(5)①□　あらかじめ，本サービス事業者と協力医療機関等で，情報提供の期間及び利用者の健康の状況の著しい変化の有無等の提供する情報の内容について定めているか。　　なお，必要に応じてこれら以外の情報を提供することを妨げない。◆平18留意事項第2の7(5)③□　看護職員は，前回の情報提供日から次回の情報提供日までの間において，本主眼事項第4の12に基づき，利用者ごとに健康の状況について随時記録しているか。◆平18留意事項第2の7(5)④□　協力医療機関等への情報提供は，面談によるほか，文書（ＦＡＸを含む。）又は電子メールにより行うことも可能とするが，協力医療機関等に情報を提供した場合においては，協力医療機関の医師又は利用者の主治医から，署名あるいはそれに代わる方法により受領の確認を得ているか。　　この場合において，複数の利用者の情報を同時に提供した場合には，一括して受領の確認を得ても差し支えない。　　面談による場合について、当該面談は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。なお、テレビ電話装置等を活用するに当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 | 適・否 | 算定【有・無】情報提供（月1回以上）【適・否】情報提供に対する利用者同意【有・無】サービス提供が14日未満でないか【適・否】左記期間・提供情報の定め【有・無】看護職員による利用者ごとの健康状況の継続的な記録【有・無】医師の情報受領の確認【有・無】 |
| 12　口腔衛生管理体制加算 | □　地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）について、別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合する指定地域密着型特定施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月１回以上行っている場合に、口腔衛生管理体制加算として、１月につき３０単位を所定単位数に加算しているか。　　注　厚生労働大臣が定める基準　　イ　事業所において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。ロ　定員超過利用・人員基準欠如のいずれにも該当しないこと。◎「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」とは、当該事業所における利用者の口腔内状態の評価方法、適切な口腔ケアの手技、口腔ケアに必要な物品整備の留意点、口腔ケアに伴うリスク管理、その他当該事業所において日常的な口腔ケアの実施にあたり必要と思われる事項のうち、いずれかに係る技術的助言及び指導のことをいうものであって、個々の利用者の口腔ケア計画をいうものではない。　　　また、「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。* 「利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」には、以下の事項を記載しているか。

イ　当該事業所において利用者の口腔ケアを推進するための課題ロ　当該事業所における目標ハ　具体的方策ニ　留意事項ホ　当該事業所と歯科医療機関との連携の状況ヘ　歯科医師からの指示内容の要点（当該計画の作成にあたっての技術的助言・指導を歯科衛生士が行った場合に限る。）ト　その他必要と思われる事項□　介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導又は利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行っているか。◎医療保険において歯科訪問診療料又は訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月であっても口腔衛生管理体制加算を算定できる。◆平18解釈通知第2の7（10）*Ｈ30Ｑ＆Ａ　Vol.1　問74**Ｑ　口腔衛生管理体制加算について、月の途中で退所、入院又は外泊した場合や月の途中から入所した場合にはどのように取り扱えばよいのか。**Ａ　入院・外泊中の期間は除き、当該月において１日でも当該施設に在所した入所者について算定できる。**Ｈ30Ｑ＆Ａ　Vol.1　問75**Ｑ　口腔衛生管理体制加算について、「歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと」とあるが、歯科訪問診療料又は訪問歯科衛生指導料を算定した日と同一日であっても、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導を行っていない異なる時刻であれば、「実施時間以外の時間帯」に該当すると考えてよいか。**Ａ　貴見のとおり。**Ｈ30Ｑ＆Ａ　Vol.1　問80**Ｑ　口腔衛生管理体制加算及び口腔衛生管理加算の算定に当たって作成することとなっている「入所者または入院患者の口腔ケアマネジメントに係る計画」については、施設ごとに計画を作成すればよいのか。**Ａ　施設ごとに計画を作成することとなる。**なお、口腔衛生管理加算の算定に当たっては、当該計画にあわせて入所者ごとに「口腔衛生管理に関する実施記録」を作成・保管することが必要である。* | 適・否 | 算定【有・無】 |
| 13　口腔・栄養スクリーニング加算 | * 地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）について、別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合する指定地域密着型特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として１回につき20単位を所定単位数に加算しているか。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しないこと。

　注　厚生労働大臣が定める基準　　定員超過利用・人員基準欠如のいずれにも該当しないこと。◎ 口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング（以下「口腔スクリーニング」という。）及び栄養状態のスクリーニング（以下「栄養スクリーニング」という。）は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。◎　口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。イ 口腔スクリーニングａ 硬いものを避け、柔らかいものを中心に食べる者ｂ 入れ歯を使っている者ｃ むせやすい者ロ 栄養スクリーニングａ ＢＭＩが18.5 未満である者ｂ １～６月間で３％以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18 年６月９日老発第0609001 号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストの№11 の項目が「１」に該当する者ｃ 血清アルブミン値が3.5ｇ／dl 以下である者ｄ 食事摂取量が不良（75％以下）である者 | 適・否 | 算定【有・無】 |
| 14　退院・退所時連携加算 | * 地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）について、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から指定地域密着型特定施設に入居した場合は、入居した日から起算して３０日以内の期間については、退院・退所時連携加算として、１日につき所定単位数を加算しているか。

　　３０日を超える病院若しくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療員への入所後に当該指定地域密着型特定施設に再び入居した場合も、同様とする。□　当該利用者の退院又は退所に当たって、当該医療提供施設の職員と面談等を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、地域密着型特定施設サービス計画を作成し、地域密着型特定施設サービスの利用に関する調整を行った場合には、入居日から30日間に限って、１日につき30単位を加算しているか。　　当該面談等は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。　◎当該入居者が過去３月間の間に、当該地域密着型特定施設に入居したことがない場合に限り算定できることとする。当該地域密着型特定施設の短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護を利用していた者が日を空けることなく当該地域密着型特定施設に入居した場合については、退院・退所時連携加算は入居直前の短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護の利用日数を30日から控除して得た日数に限り算定できることとする。◎30日を超える医療提供施設への入院・入所後に再入居した場合は、退院・退所時連携加算が算定できることとする。 | 適・否 | 算定【有・無】 |
| 15　看取り介護加算 | 看取り介護加算（Ⅰ）□　地域密着型特定施設入居者生活介護費について，別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算（Ⅰ）として、死亡日以前３１日以上４５日以下については１日につき７２単位を、死亡日以前４日以上３０日以下については１日につき１４４単位を、死亡日の前日及び前々日については１日につき６８０単位を、死亡日については１日につき１，２８０単位を死亡月に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間又は夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。看取り介護加算（Ⅱ）□　地域密着型特定施設入居者生活介護費について，別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算（Ⅱ）として、死亡日以前３１日以上４５日以下については１日につき５７２単位を、死亡日以前４日以上３０日以下については１日につき６４４単位を、死亡日の前日及び前々日については１日につき１，１８０単位を、死亡日については１日につき１，７８０単位を死亡月に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。また、看取り介護加算（Ⅰ）を算定している場合又は夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。　注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準　　　イ　看取りに関する指針を定め，入居の際に，利用者又はその家族等に対して，当該指針の内容を説明し，同意を得ていること。　　ロ　医師，生活相談員,看護職員，介護職員，介護支援専門員その他の職種の者による協議の上，当該指定地域密着型特定施設における看取りの実績等を踏まえ，適宜，看取りに関する指針の見直しを行うこと。　　ハ　看取りに関する職員研修を行っていること。　注２　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者　　次のイからハまでのいずれにも適合している利用者　　イ　医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。　　ロ　医師，生活相談員,看護職員，介護支援専門員その他の職種の者（以下この号において「医師等」という。）が共同して作成した利用者の介護に係る計画について，医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け，当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で，同意している者を含む。）であること。　　ハ　看取りに関する指針に基づき，利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時，医師等の相互の連携の下，介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け，同意した上で介護を受けている者（その家族等が説明を受け，同意した上で介護を受けている者を含む。）であること。　◎　看取り介護加算について　　　①　看取り介護加算は、医師が、一般に認められてい　る医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、その旨を本人又はその家族等（以下「利用者等」という。）に対して説明し、その後の療養及び介護に関する方針についての合意を得た場合において、利用者等とともに、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員等が共同して、随時、利用者等に対して十分な説明を行い、療養及び介護に関する合意を得ながら、利用者がその人らしく生き、その人らしい最期が迎えられるよう支援することを主眼として設けたものである。　　　②　地域密着型特定施設は、利用者に提供する看取り介護の質を常に向上させていくため、計画（Ｐｌａｎ）、実行（Ｄｏ）、評価（Ｃｈｅｃｋ）、改善（Ａｃｔｉｏｎ）のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により、看取り介護を実施する体制を構築するとともに、それを強化していくことが重要であり、具体的には、次のような取組が求められる。イ　看取りに関する指針を定めることで施設の看取りに対する方針等を明らかにする（Ｐｌａｎ）。ロ　看取り介護の実施に当たっては、当該利用者に係る　医師の診断を前提にして、介護に係る計画に基づいて、利用者がその人らしく生き、その人らしい最期が迎えられるよう支援を行う（Ｄｏ）。ハ　他職種が参加するケアカンファレンス等を通じて、実施した看取り介護の検証や、職員の精神的負担の把握及びそれに対する支援を行う（Ｃｈｅｃｋ）。ニ　看取りに関する指針の内容その他看取り介護の実施体制について、適宜、適切な見直しを行う（Ａｃｔｉｏｎ）。なお、指定特定施設入居者生活介護事業者は、看取　り介護の改善のために、適宜、家族等に対する看取り介護に関する報告会並びに利用者等及び地域住民との意見交換による地域への啓発活動を行うことが望ましい。③　質の高い看取り介護を実施するためには、多職種連携　により、利用者等に対し、十分な説明を行い、理解を得るよう努めることが不可欠である。具体的には、指定特定施設入居者生活介護事業者は、看取り介護を実施するに当たり、終末期にたどる経過、特定施設等において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢、医師や医療機関との連携体制などについて、利用者等の理解が得られるよう継続的な説明に努めることが重要である。加えて、説明の際には、利用者等の理解を助けるため、利用者に関する記録を活用した説明資料を作成し、その写しを提供すること。④　看取り介護の実施に当たっては、管理者を中心として、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議の上、看取りに関する指定が定められていることが必要であり、同指針に盛り込むべき項目としては、例えば、以下の事項が考えられる。イ　当該特定施設の看取りに関する考え方ロ　終末期にたどる経過（時期、プロセスごと）とそれに応じた介護の考え方ハ　特定施設等において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢ニ　医師や医療機関との連携体制（夜間及び緊急時の対応を含む）ホ　利用者等への情報提供及び意思確認の方法ヘ　利用者等への情報提供に供する資料及び同意書の書式ト　家族への心理的支援に関する考え方チ　その他看取り介護を受ける利用者に対して特定施設の職員が取るべき具体的な対応の方法⑤　看取りに関する指針に盛り込むべき内容を、施設基準第36号において準用する第23号ハに規定する重度化した場合における対応に係る指針に記載する場合は、その記載をもって看取り指針の作成に代えることができるものとする。⑥　看取り介護の実施に当たっては、次に掲げる事項を介護記録等に記録するとともに、多職種連携を図るため、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等による適切な情報共有に努めること。イ　終末期の身体症状の変化及びこれに対する介護等についての記録ロ　療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアについての記録ハ　看取り介護の各プロセスにおいて把握した利用者等の意向と、それに基づくアセスメント及び対応についての記録⑦　利用者等に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要である。また、利用者が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族の来訪が見込まれないような場合も、医師、生活相談員、看護職員、介護職員等が利用者の状態等に応じて随時、利用者に対する看取り介護について相談し、共同して看取り介護を行っていると認められる場合には、看取り介護加算の算定は可能である。この場合には、適切な看取り介護が行われていること　が担保されるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、利用者の状態や、家族と連絡を取ったにもかかわらず地域密着型特定施設への来訪がなかった旨を記載しておくことが必要である。なお、家族が利用者の看取りについて共に考えること　は極めて重要であり、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、連絡を取ったにもかかわらず来訪がなかったとしても、継続的に連絡を取り続け、可能な限り家族の意思を確認しながら介護を進めていくことが重要である。⑧　看取り介護加算は、利用者等告示第42号に定める基準に適合する看取り介護を受けた利用者が死亡した場合に、死亡日を含めて45日を上限として、地域密着型特定施設において行った看取り介護を評価するものである。死亡前に自宅へ戻ったり、医療機関へ入院したりした後、自宅や入院先で死亡した場合でも算定可能であるが、その際には、当該地域密着型特定施設において看取り介護を直接行っていない退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定することができない。（したがって、退居した日の翌日から死亡日までの期間が45日以上あった場合には、看取り介護加算を算定することはできない。）なお、看取り介護に係る計画の作成及び看取り介護の　実施にあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めること。⑨　地域密着型特定施設を退居等した月と死亡した月が異　なる場合でも算定可能であるが、看取り介護加算は死亡月にまとめて算定することから、利用者側にとっては、施設に入居していない月についても自己負担を請求されることになるため、利用者が退居等する際、退居等の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておくことが必要である。⑩　地域密着型特定施設は、退居等の後も、継続して利用者の家族への指導や医療機関に対する情報提供等を行うことが必要であり、利用者の家族、入院先の医療機関等との継続的な関わりの中で、利用者の死亡を確認することができる。なお、情報の共有を円滑に行う観点から、施設が入院　する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに、当該医療機関等が施設に対して本人の状態を伝えることについて、退居等の際、本人又は家族に対して説明をし、文書にて同意を得ておくことが必要である。⑪　利用者が入退院をし、又は外泊した場合であって、当　該入院又は外泊期間が死亡日以前45日の範囲内であれば、当該入院又は外泊期間を除いた期間について、看取り介護加算の算定が可能である。⑫　入院若しくは外泊又は退去の当日について看取り介護加算を算定できるかどうか、当該日に所定単位数を算定するかどうかによる。⑬　看取り介護加算（Ⅱ）を算定する場合の「夜勤又は宿直を行う看護職員の数が１以上」については、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（以下この⑬において「病院等」という。）の看護師又は准看護師が、当該病院等の体制に支障を来すことなく、地域密着型特定施設において夜勤又は宿直を行う場合についても、当該地域密着型特定施設の施設基準を満たすものとして差し支えない。また、地域密着型特定施設と同一建物内に病院等が所　在している場合、当該病院等の体制に支障を来すことなく、当該病院等に勤務する看護師又は准看護師が、地域密着型特定施設において夜勤又は宿直を行った場合と同等の迅速な対応が可能な体制を確保していれば、同様に当該特定施設の施設基準を満たすものとして差し支えない。 | 適・否 | 算定【有・無】 |
| 16　認知症専門ケア加算 | □　地域密着型特定施設入居者生活介護費について，別に厚生労働大臣が定める基準（注１）に適合しているものとして舞鶴市長に届け出た指定地域密着型特定施設が，別に厚生労働大臣が定める者（注２）に対し，専門的な認知症ケアを行った場合は，当該基準に掲げる区分に従い，１日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。　　ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては，次に掲げるその他の加算は算定しない。　　◆平18厚告126別表6ニ注　(1) 認知症ケア専門加算（Ⅰ）………３単位　(2) 認知症ケア専門加算（Ⅱ）………４単位　注１　別に厚生労働大臣が定める基準　◆平２７厚告９５第４２号　　イ　認知症専門ケア加算（Ⅰ）　　　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。　　(1)　施設における利用者の総数のうち，日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が2分の1以上であること。　　　　　(2)　認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を，対象者の数が20人未満である場合にあっては，1以上，当該対象者の数が20人以上である場合にあっては，1に，当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し，チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。　　　　　(3)　当該事業所の従業者に対して，認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。　　ロ　認知症専門ケア加算（Ⅱ）　　　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。　　　(1)　イの基準のいずれにも適合すること。　　　(2)　認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了して　　　　いる者を1名以上配置し，事業所全体の認知症ケアの指　　　　導等を実施していること。 　　　　(3)　当該事業所における介護職員，看護職員ごとの認知　　　　症ケアに関する研修計画を作成し，当該計画に従い，研修を実施又は実施を予定していること。　注２　厚生労働大臣が定める者　　　日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者。　　◎　「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは，日常生活自立度のランクⅢ，Ⅳ又はМに該当する入居者を指すものとする。◎認知症専門ケア加算について①　「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭに該当する入居者を指すものとする。②　「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年３月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年３月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知）に規定する「認知症介護実践リーダー研修」、認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。③　「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。④　「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者養成研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。 | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |
| 17　科学的介護推進体制加算 | □　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、１月につき４０単位を所定単位数に加算する。（１）　利用者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔（くう）　機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。（２）　必要に応じて地域密着型特定施設サービス計画　（指定地域密着型サービス基準第１１９条第１項に規定する地域密着型特定施設サービス計画をいう。）を見直すなど、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たって、（１）に規定する情報その他指定地域密着型特定施設入居者生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。◎科学的介護推進体制加算について①　科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに注21に掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できるものであること。②　情報の提出については、ＬＩＦＥを用いて行うこととする。ＬＩＦＥへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。③　事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画（Ｐｌａｎ）、実行（Ｄｏ）、評価（Ｃｈｅｃｋ）、改善（Ａｃｔｉｏｎ）のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。イ　利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する（Ｐｌａｎ）。ロ　サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する（Ｄｏ）。ハ　ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う（Ｃｈｅｃｋ）。ニ　検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める（Ａｃｔｉｏｎ）。④　提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。 |  |  |
| 18　サービス提供体制強化加算 | □　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。（１）　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　２２単位（２）　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　１８単位（３）　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　６単位　注　厚生労働大臣が定める基準　　　イ　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。（１）　次のいずれかに適合すること。（一）　指定地域密着型特定施設の介護職員の総数　のうち、介護福祉士の占める割合が百分の七十以上であること。（二）　指定地域密着型特定施設の介護職員の総数の　うち、勤続年数十年以上の介護福祉士の占める割合が百分の二十五以上であること。（２）　提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介　護の質の向上に資する取組を実施していること。（３）　通所介護費等算定方法第九号に規定する基準（定員超過・人員欠如）のいずれにも該当しないこと。ロ　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。（１）　指定地域密着型特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。（２）　イ（３）に該当するものであること。ハ　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。（１）　次のいずれかに適合すること。（一）　指定地域密着型特定施設の介護職員の総数の　うち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。（二）　指定地域密着型特定施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。（三）　指定地域密着型特定施設入居者生活介護を入　居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。（２）　イ（３）に該当するものであること。◎　職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（３月を除く。）の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前３月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、４月目以降届出が可能となるものであること。なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得又は研修の課程を修了している者とすること。◎　前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近３月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければならない。◎　勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。◎　勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。◎　指定地域密着型特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員とは、生活相談員、介護職員、看護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。◎　提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組については、サービスの質の向上や利用者の尊厳の保持を目的として、事業所として継続的に行う取組を指すものとする。（例）・ＬＩＦＥを活用したＰＤＣＡサイクルの構築・ＩＣＴ・テクノロジーの活用・高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化・ケアに当たり、居室の定員が２以上である場合、原則としてポータブルトイレを使用しない方針を立てて取組を行っていること実施に当たっては、当該取組の意義・目的を職員に周知するとともに、適時のフォローアップや職員間の意見交換等により、当該取組の意義・目的に則ったケアの実現に向けて継続的に取り組むものでなければならない。 | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |
| 19　介護職員処遇改善加算 | □　厚生労働大臣が定める基準（注）に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして舞鶴市長に届け出た指定地域密着型特定施設が，利用者に対し，指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は，当該基準に掲げる区分に従い，令和6年3月31日までの間，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。　　ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合において，次に掲げるその他の加算は算定しない。　(1)　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　　　本主眼事項第6-2から6-18までにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数　(2)　介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　　本主眼事項第6-2から6-18までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数(3)　介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　本主眼事項第6-2から6-18までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数(4)　介護職員処遇改善加算（Ⅳ）　　(3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数(5)　介護職員処遇改善加算（Ⅴ）　　　(3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数注　厚生労働大臣が定める基準イ　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。（１）　介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。（２）　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、（１）の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出ていること。（３）　介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長村長に届け出ること。（４）　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。（５）　算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。（６）　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。（７）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。（一）　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。（二）　（一）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。（三）　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。（四）　（三）について、全ての介護職員に周知していること。（五）　介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。（六）　（五）について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。（８）　（２）の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。ロ　介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　イ（１）から（６）まで、（７）（一）から（四）まで及び（８）に掲げる基準のいずれにも適合すること。ハ　介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。（１）　イ（１）から（６）まで及び（８）に掲げる基準に適合すること。（２）　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。（一）　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。（二）　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての介護職員に周知していること。  ※ 介護職員処遇改善加算の内容については、別途通知（「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）を参照すること。 | 適・否 | 算定【有・無】年度最終支払月の翌々月の末日までに実績報告書を提出 |
| 20　介護職員等特定処遇改善加算 | □　別に厚生労働大臣が定める基準(注)に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして舞鶴市長に届け出た指定地域密着型特定施設が、入所者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、次に掲げる単位数を所定単位に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。1. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

本主眼事項第6-2から6-18までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数。1. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

本主眼事項第6-2から6-18までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数。注　別に厚生労働大臣が定める基準イ　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。　（１）　介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。（一）　経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。（二）　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。（三）　介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の　職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。（四）　介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。（２）　当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。（３）　介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。（４）　当該指定地域密着型特定施設入居者生活事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。（５）　指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の地域密着型特定施設入居者生活介護費の注４の入居継続支援加算（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又は地域密着型特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。（６）　地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。（７）　（２）の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。（８）　（７）の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。ロ　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）　イ（１）から（４）まで及び（６）から（８）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ※　介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知（「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に　関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）を参照すること。 | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |
| 21　介護職員等ベースアップ等支援加算 | □　別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして舞鶴市長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は主眼事項第6－2から18までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。　注　別に厚生労働大臣が定める基準　　次に揚げる基準のいずれにも適合すること。　　イ　介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の３分の２以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。　　ロ　事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、舞鶴市長に届け出ていること。　　ハ　介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について舞鶴市長に届け出ること。　　ニ　当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を京都市長に報告すること。　　ホ　サービス費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。　　ヘ　ロの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額をすべての職員に周知していること。※　当該加算は区分支給限度基準額の算定対象外とする。※　介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和4年6月21日付け老発0621第1号厚生労働省老健局長通知）を確認すること。 | 適・否 | 【　算定の有・無　】介護職員処遇改善加算の算定【　Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ　】 |